

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第36号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年3月25日（木） 17時15分ごろ	
発生場所	愛媛県上島町 ^{かみしま} 生名港 ^{いきな} 沖防波堤北灯台から真方位037° 1.2海里付近 (概位 北緯34° 16.9′ 東経133° 12.1′)	
事故等調査の経過	平成22年4月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者からの意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船^{うおつね} 魚常丸、4.6トン HS3-36923（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B モーターボート^{しんかい} 神海、6.88m（登録長） 273-5157（船舶検査済票の番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 左舷外板に擦過傷</p> <p>B 船外機損傷、船尾部き裂</p>	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、広島県因島沖を北東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、因島沖で船首を北東に向け、釣りのため船首尾から錨を投入して停泊中、平成22年3月25日17時15分ごろ、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、因島沖を北東進中、漁具の準備を行っていたことから、適切な見張りを行わなかったため、前路で錨泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、釣りを行うため錨泊中、A船が避けてくれると思っていたことから、有効な音響による警告信号を行わなかったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、因島沖において、A船が北東進中、B船が錨泊中、船長Aが適切な見張りを行わずに航行し、また、船長Bが有効な音響による警告信号を行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	